

社会福祉施設長の資格要件について（検討素案）

全国社会福祉協議会 総合企画委員会・社会福祉施設長資格検討小委員会

社会福祉施設と施設長

1 わが国の社会福祉施設は、近年急速に整備され、昭和五十六年十月一日現在、四万三三六四施設に達し、施設在所（籍）者総数二六五万三三七七名、従事者数五六万九九九一名となっている。また、この福祉施設運営に要する経費も国庫予算だけで八〇〇〇億円を超える規模に達しており、わが国の社会福祉事業全体の中でも、まさに基幹部門としての大きな位置を占めるに至っている。

さらに、高齢化社会の進行と国民生活の変化に即応して今後の地域福祉・在宅福祉サービスの充実、強化を考えていく上でも、福祉施設が専門機関としてその中核となっ

ていくことや機能の拡大が求められていることはいつまでもない。

2 このような施設の位置と「施設整備中心の時代」から、「施設の専門化と機能拡大が求められる時代」への転換を十分に認識すれば、当面する施設運営の責任者である福祉施設長の役割が、極めて重大なものであることは論をまたないところである。

福祉施設長は、福祉施設に入所（利用）する在所（籍）者二六五万名の生活と人権を擁護し、その保護者（家庭）や地域に潜在する人々のニーズに積極的に対応していく処遇管理者としての任務、五七万名に達する施設職員集団を指導する人事・労務管理者としての任務、福祉施設の財務管理者としての任務、地域福祉とのかかわりで地域社会における社会福祉運営の管理者の一

員としての任務等、極めて重要な諸任務を担っている。

3 このような諸任務を遂行し、かつ公共的施設としての社会的信頼も保持していくためには、社会福祉施設長が、その任にふさわしい社会福祉施設運営に関する理念と専門的知識、臨床経験、管理能力、及び社会的信頼を得ることのできる人格識見などを要求されることは、当然のことといわなければならない。

4 すでに、国においても「社会福祉施設長の資格要件について」（昭和五十三年二月二十日、社会・児童家庭局長通知）にもとづき、社会福祉施設長資格認定講習課程を全社協社会福祉研修センターに委託・実施し、施設長の専門教育を強化しているところであるが、現下の情況に鑑みて、「こ

際各分野の福祉施設長の資格要件を横断的に検討し、見直す必要がある。

本委員会の研究過程で基本とした考え方は、今後新たに福祉施設の長となるものに対しては、一定の専門教育に基づく基礎資格、社会福祉事業経験、施設の長としての認定講習の三条件をすべての者に要請することであった。

その際問題となったことの一つは、基礎資格における一般大学卒業者のいわゆる

「三科目主事」の位置づけである。本制度の存廃は、社会福祉従事者全体の専門制度との関連で検討されるべき課題であるが、すでに国も昭和五十六年三月二日付社会局通知「社会福祉主事の資格に関する科目指定の告示の一部改正について」において、大学卒の社会福祉主事に対する現任訓練の強化についての一項目を設け「社会福祉主事の資質向上のため……大学等において指定科目を修めて卒業し、任用された社会福祉主事のうち、社会福祉専門科目を履修していない者については、社会福祉主事資格認定講習会において必要な科目を履修させるなど、その研修訓練について十分に配慮さ

りたい」と、その指導方針を示している。

従って、本委員会においても、国のこの指導方針に沿って、少なくとも「三科目主事」資格に基づく社会福祉施設の長については、その職務の重要性に鑑み、できる限り社会福祉主事の認定講習会あるいは研修センターの通信課程の受講を促進することにより専門科目の履修をめざすこととした。当面、「三科目主事」の位置づけについては、国の指導に沿って、以上のような方向としたが、このあり方については、社会福祉従事者全体の課題として改善の必要があることを付言しておく。

社会福祉施設長資格要件の

現状と問題点

1 社会福祉施設長資格要件の現状
現在の社会福祉施設長の資格要件は、参考資料の表AとBに記載のとおり各施設種別ごとに区々にわたっている。四二施設の施設長資格要件を分類すると、表1のように一四種類に分けることができる。

これらほぼ共通している要件は、社会福

祉主事、医師等の一定の資格を有するか、

二〜五年程度の経験年数を有するか、もしくは 同等以上の能力（学識経験）を有すると認められる者という抽象規定、のいずれかの条件に該当すればよいことになっている。

2 社会福祉施設長資格要件の問題点

1 現行の施設長資格要件によれば、前述のとおり「社会福祉事業経験二年または五年以上」を有すれば、施設長となることができ。あるいは、「学識経験を有する」とみなされることで、誰でも施設長となることができるようになっており、社会福祉主事及び他の専門基礎資格を有しない者でも、施設長となることができる。

2 社会福祉主事任用資格は、各施設長の共通な基礎資格として位置づけられている。しかし、この社会福祉主事についても、厚生大臣の指定する三科目中三科目を履修していれば「任用資格」を有することになり（昭25・8・29厚生省告示第226号）、ほとんどの大学卒業者がこれに該当する。従って、社会福祉の専門科目を履修していなくても施設長となることができる制度と

なっている。

以上の二点は、社会福祉施設運営の質的向上をはかる上で、大きな阻害要因となっている。

昭和五十三年度、厚生省は、前記の社会福祉事業経験を満たしていない者、の学識経験を有するとみなされる者、を対象に「施設長資格認定講習課程」を全社協社会福祉研修センターに委託・実施したが（昭53・2・20社庶第13号社会・児童局長通知）これについても未受講者が多数あり、かつ保育所等利用施設関係が除外されているなど、問題を残している。

社会福祉施設長の資格要件の改正について（提案）

社会福祉施設長の資格要件については、基本的には、社会福祉従事者全体の専門職制度確立の中で位置づけられるべきである。しかし、施設運営に直接の責任を持つ施設長の資質向上が急がれる今日、その資格要件を当面、以下のように改正することを提案する。

1 施設長の資格要件

施設長となるものは、後記要件のいずれをも満たすにととする。

（基礎資格）

各施設種別毎に定める社会福祉主事任用資格を有している者であること。

（経験年数）

社会福祉事業に五年以上従事している者であつて、一年以上は社会福祉施設に従事したものであること。

（認定講習）

新たに厚生大臣が指定する「社会福祉施設長資格認定講習課程（仮称）」を修了している者であること。

2 施設種類別資格要件の設定

前記1にそつて、各施設の特性に依じて種類別に施設長の資格要件を基礎資格により整理すると、表2のようになる。

すなわち、Aに該当する施設は社会福祉主事任用資格を基礎とし、Bに該当する施設は現行が医療施設であることを勘案して医師を基準にした。また、Cに該当する施設は、社

会福祉主事任用資格もしくは、他の資格をもつて基礎資格とするものである。

3 各資格要件の内容について

1 基礎資格

社会福祉主事について

ここにいう「社会福祉主事」は、大学における社会福祉学部・学科又は、社会福祉主事養成機関等で、社会福祉専門科目を履修・卒業した者をいう。

従つて、厚生大臣が指定する社会福祉主事資格に関する科目のうち三科目を大学等において履修・卒業した者で、社会福祉主事任用資格を有する者と認められたいわゆる三科目主事については、施設長となる前に、社会福祉主事養成機関等において社会福祉主事資格を取得しておくことが望ましい。

社会福祉主事以外の基礎資格は、施設業種に相応して次の通りとする。

ア 医師、看護婦、保母、養護学校・盲学校・ろう学校各教諭

イ 児童福祉司、身体障害者福祉司、精神薄弱者福祉司、児童指導員、生活指導員、

教護

ただし、イに該当する者のうち、各々の規程にある「経験年数のみ」又は「みなし規定」によってその資格を有すると認められた者については、本要件から除外するものとする。

2 社会福祉事業経験について

ここでいう社会福祉事業経験については、社会福祉施設における経験の外、社会福祉行政、医療社会事業、司法福祉及び社会福祉協議会等における地域福祉事業における経験を含むものとする。

社会福祉施設経験以外を以て施設長となる場合は、五年の経験のうち一年以上は社会福祉施設に徒事した者であることとする。

前項1

アという基礎資格に該当する場合は、その資格分野による事業経験を社会福祉事業経験と同等に扱うものとし、この場合の社会福祉施設経験は必要としないものとする。

3 「社会福祉施設長資格認定講習

課程（仮称）」について

いずれの基礎資格による場合も、全員が

施設長として必要な基本理念、専門知識等を

所定の講習会（「社会福祉施設長資格認定講習課程」（仮称））において履修するようにすること。

なお、本講習課程の履修課目、内容、時間数等については、厚生大臣が指定するものとし、全国社会福祉協議会が実施している「社会福祉施設士講座」あるいはすでに厚生省委託事業として実施されている社会福祉研修センターの「社会福祉施設長資格認定講習課程」の内容を見直し、位置づけをすることが考えられる。

「社会福祉施設長資格認定講習課程（仮称）」の科目例

本委員会においては、科目例とし表2のものがあげられたが、科目内容、時間数等については、今後の検討課題として残された。

また、社会福祉主事任用資格者のうちいわゆる三科目主事に該当する者及び各種基礎資格に該当する者については、社会福祉基礎科目を追加履修（表4）を科するものとする。以上に述べてきた基礎資格と講習課程を組み合わせた履修の状況は表5のようになる。

経過措置について

1 以上提案する施設長資格要件は、今後新たに施設長となる者に対し適用するものである。

現に従事する施設長については、以下の経過措置により「施設長資格認定講習課程」（仮称）を受講することにより、同等の要件を満たすものとする。

2 経験年数の五年以上の者については、所持する基礎資格を勘案の上、「同講習課程」を免除するものとする。

また、昭和五十一年度より始められた「福祉施設士講座」及び、五十三年度より始められた「社会福祉施設長資格認定講習」の修了者については、すでに施設専門科目を相当程度履修しているので追加学習の対象としない。

注 参考資料については省略 編集部

表1 現行施設長資格要件

	施設長の資格要件	適用施設	備考		施設長の資格要件	適用施設	備考
A	いずれかに該当するもの 1. 社会福祉主事資格を有する者 2. 社会福祉事業に2年以上従事した者 3. これらと同等以上の能力を有すると認められる者	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設、老人ホーム（特養・養護・軽費）、身体障害者療護施設	A-3→施設長資格認定講習を終了した者をいう（S.53社庶13号局長通知） （以下、認定講習）	D	いずれかに該当するもの 1. 大学において心理学、教育学、社会学を修めて卒業した者 2. 大学入学資格者で、2年以上精神薄弱福祉事業に従事した者 3. 相当の学識経験を有する者	精神薄弱者通動寮	
B	いずれかに該当するもの 1. 社会福祉主事として5年以上勤務した者 2. 身体障害者福祉司として3年以上勤務した者 3. 医師（該当障害に関する診療科の学識を有する） 4. 養護学校校長又は養護学校教員免許取得者で3年以上の教育・福祉従事（養護・盲・ろうあ） ※5 身障福祉に熱意があり、企業経営の能力又は実績を有する者	肢体不自由者更生施設、重度身体障害者更生援護施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設、身体障害者収容授産施設、重度身体障害者収容授産施設	B-5 } B-※5 } →認定講習	E	いずれも満たすもの 1. 30歳以上で社会福祉主事資格を有する又は社会福祉・更生保護事業に3年以上の経験 2. 素行に関し法令罰則を受けていない者 3. 必身とも健全である者	婦人保護施設	
				F	いずれかに該当するもの 1. 社会福祉主事資格を有する者 2. 児童福祉司資格を有する者 3. 児童福祉事業に2年以上従事した者 4. 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者で、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者	乳児院、母子寮、養護施設、精神薄弱児施設、虚弱児施設、盲児施設、ろうあ児施設	F-4→認定講習
C	いずれかに該当するもの 1. 社会福祉事業に5年以上従事した者 2. 長として必要な学識経験を有する者	補装具製作施設 点字出版施設		G	1. 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者で、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者 2. 国公立施設は、さらに児童福祉事業に2年以上従事した者	乳児預り所、保育所、児童厚生施設、肢体不自由児通園施設、精神薄弱児通園施設、自閉症児施設、肢体不自由児療護施設、難聴幼児通園施設、助産施設	
C'	いずれかに該当するもの 1. 社会福祉事業に5年以上従事した者 2. 医師（精神衛生） 3. 長として必要な学識経験を有する者	精神薄弱者援護施設	C'-3→認定講習				
C''	いずれかに該当するもの 1. 社会福祉事業に5年以上従事した者 2. 医師（呼吸器、心臓疾患） 3. 身体障害者福祉司として3年以上勤務した者 4. 長として必要な学識経験を有する者	内部障害者更生施設	C''-4→認定講習	H	1. 整形外科診療に経験を有する医師	肢体不自由児施設	
				H'	1. 内科、精神科、神経科、小児科、外科、整形外科、理学診療科に経験を有する医師	重症心身障害児施設	
				I	1. 精神医学、心理学とくに児童精神医学を専攻、研究し、個人及び集団心理療法の技術を十分に有するもの	情緒障害児短期治療施設	
C'''	いずれかに該当するもの 1. 社会福祉事業に5年以上従事した者 2. 図書館法による司書として3年以上勤務した者 3. 長として必要な学識経験を有する者	点字図書館		J	いずれかに該当するもの 1. 教護にあった者等教護事業に5年以上従事した者 2. 特別の学識経験を有する者で、厚生大臣が適当と認めたもの	教護院	

表2 施設種別・施設長資格要件(改正案)

	施設種別	施設長の資格要件 (下記の要件の全てを満たすこと)
A 主事 施設 資格	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設、婦人保護施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、補装具製作施設、点字出版施設、点字図書館	①社会福祉主事任用資格を有する者 ②社会福祉事業に5年以上従事した者 ③「社会福祉施設長資格認定講習課程」(仮称)を修了した者
B 医師 施設 資格	肢体不自由児施設 重症心身障害児施設	①医師の資格を有する者 ②医療事業に5年以上従事した者 ③同上
C 各 種 専 門 資 格 施 設	養護施設、母子寮、児童厚生施設、保育所	①社会福祉主事任用資格又は保母、児童指導員、児童福祉司のいずれかの資格を有する者 ②社会福祉事業に5年以上従事した者 ③同上
	特別養護老人ホーム 身体障害者療護施設 情緒障害児短期治療施設	①社会福祉主事任用資格又は医師の資格を有する者 ②、③同上
	乳児院、虚弱児施設 乳児預り所、助産施設	①社会福祉主事又は医師、看護婦、保母、児童福祉のいずれかの資格を有する者 ②、③同上
	肢体不自由者更生施設、重度身体障害者更生援護施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設、身体障害者収容授産施設、重度身体障害者収容授産施設、内部障害者更生施設、身体障害者福祉工場	①社会福祉主事又は、医師、身障福祉司、養護・盲・ろう学校教諭のいずれかの資格を有する者 ②、③同上
	盲児施設、ろうあ児施設 肢体不自由児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児療護施設、自閉症児施設	①社会福祉主事又は、医師、児童福祉指導員、身体障害者福祉司、児童福祉司、養護・盲・ろう学校教諭のいずれかの資格を有する者 ②、③同上
	精神薄弱者援護施設 精神薄弱者通園寮 精神薄弱児施設 精神薄弱児通園施設	①社会福祉主事又は、医師、児童指導員、生活指導員、精神薄弱者福祉司、養護・盲・ろう学校教諭のいずれかの資格を有する者 ②、③同上
教護院	①社会福祉主事任用資格又は、教護の資格を有する者 ②教護事業に5年以上従事した者 ③同上	

表3 「社会福祉施設長資格認定講習課程(仮称)」科目例

	社会福祉施設専門科目	
	必修	選択
科目	社会福祉施設長論 社会福祉施設運営論 ・人事管理論 ・財務管理論 ・業務管理論 社会福祉施設処遇論 「施設と地域社会」論 など	(施設業種に関連して各分野の 現代的課題を数科目選択する) 現代老人福祉論 現代障害者福祉論 現代児童福祉論 現代家族福祉論 現代保育原理論) など

表4 「追加履修科目」(科目例)

	(追加学習) 社会福祉基礎科目(5科目)
科目	社会保障概論 社会福祉概論 (社会福祉の思想及び倫理を含む) 社会福祉行政論 社会福祉方法論 地域福祉論

表5 社会福祉基礎資格別社会福祉施設長資格認定講習等の位置づけ

基礎資格	講習課程 社会福祉主事 養成課程	施設長資格認定講習課程	
		基礎科目	施設専門科目
1. 社会福祉主事資格所有者 (社会福祉学部・学科、養成機関卒)			履修する
2. 社会福祉主事資格所有者 (三科目主事) 3. 他の基礎資格所有者 (医師、保母、看護婦、養護・盲・ろう学校教諭、教護、各種福祉司、児童・生活指導員)		履修する	履修する
4. 基礎資格に該当しない者 (一般短大、高卒等)	履修する		履修する

表6 (経過措置) 所持資格・経験年数別、履修科目

所持資格	経験年数		
	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上
・社会福祉主事資格者 (三科目主事含む) ・他の基礎資格者	・専門科目		
・基礎資格を有しない者	・基礎科目 ・専門科目	・専門科目	
・福祉施設士講座 ・施設長資格認定講習(現行) を修了した者			

(注) 本表における「専門科目」とは、「社会福祉施設長資格認定講習課程」(仮称)の各科目をさす。(表3参照)

「基礎科目」とは、表4の「追加履修課程」をさす。

職員処遇の改善との関連で取り組まれたとい

たが、これは増大する施設整備に対するマン
パワーの確保策として、質の高い職員の確保、
職員処遇の改善との関連で取り組まれたとい

今日、社会福祉施設は六二種に及び、うち
措置費支弁対象は五一種となっている。
これらの施設は、もちろん各種の法律によ
り設置されているわけであるが、そこに従事
する職員の配置数、資格要件等については、
省令、通知等によって示されている。いわゆ
る「最低基準」というものがこれに当たる。

社会福祉施設長の資格要件
引き上げに向けての参考素材

つていいのではないか。

今回の検討素案は、ハード（施設整備）面に対応する専門職化の動きとは異なり、施設を主体的に利用する国民のニーズに応えるソフトの部分として出された今日的なものであることを踏まえながら、これまでの専門職論議について概要を以下に紹介する。

社会福祉専門職員の充実強化策としての「社会福祉士法」制定試案（昭46・12、中央社会福祉審議会・職員問題専門分科会）

三十数職種を一法案一資格にまとめ、内容的にもケースワーカー主体であることから、無理があるという意見が関係者の中で多く出された。その後、施設職員の給与改善、増員、労働基準法の遵守等の施策進展がなされることにより、昭和五十一年、同分科会での審議を打ち切ることを決定。

社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について（昭47・5、厚生省社会・児童局長通知）

施設長に就任予定の者の資格要件審査を徹底することを指導。

今後における社会福祉関係者の教育の基本構想及び社会福祉教育のあり方について

（第一次答審・昭50・7、第二次答申・昭51・7、社会福祉教育問題検討委員会）

施設における処遇職員を中心に、その専門職としての内容と養成のあり方について答申。

社会福祉施設の長の資格要件について

（昭53・2、社会・児童局長通知）

施設長の具備すべき要件のうち抽象的要件について具体的判断基準を示すとともに、それに該当する者は、「施設長資格認定講習会」

（昭53・7より社会福祉研修センターに委託実施）の課程を終了することで要件を具備するとした。

以上は主として行政サイドの推移であるが、これらの動きに相応するものとして、特に全社協サイドでの取り組みについても、若干付記しておく。

「保育士法」第一次試案（昭49・1、全保協保母会）

保育者の身分法として出され、以後、組織内の検討を重ね、第二次（昭50）、第三次（昭51）、第四次（昭52）試案が示され、現在は、「保育士法案要綱」（昭55）として、一定のまとめを終えている。

社会福祉施設長など職員の資質向上策に

ついて（昭50・9、福祉専門職小委員会）

直接処遇職員の資質向上については、社会福祉主事、児童指導員、保母を基礎に組み合わせて高めるとして、施設長などの幹部職員については、施設運営・管理の専門職化を指向するものとし、一定の講習課程を実施する。これに基づき、昭和五十一年度より、福祉施設士講座が開始された。

また、施設職員の給与問題については、昭和五十年六月に、社会局施設課長試案として「福祉職俸給表案」が示され、十月には全社協福祉専門職小委より、「社会福祉職員の給与体系確立について」が答申されている。

前者は、資格の有無、職種による標準職務を区分し、国公の等級ランクを参考に作成。後者は、職種毎の格付けに特殊業務手当・特別給与改善費を上積みした標準俸給表を設定、給与の体系化をはかろうとしたもの。

以上、非常に簡略な紹介ではあるが、十数年にわたる社会福祉施設職員（長）の専門職化の道程を踏まえて、先の検討素案の参考素材としていただければ幸いである。

参考素材提供および問い合わせは、全社協福祉部 〓 福岡 勉